

平成 27 年 4 月 28 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横浜環状南線（圏央道）対策連絡協議会（連協）



南線と金井汚水幹線との交差に関する事業者との協議の見直しを求める（要請）

早速ながら横浜市長として貴職は平成 23 年 3 月 18 日付東日本高速道路(株)関東支社横浜工事事務所長から送付された横浜環状南線（以下「南線」という。）の新設に伴う金井汚水幹線との交差構造に関する協議の内容について同意する旨を同年 3 月 25 日付で回答しました。協議とは、南線と金井汚水幹線等と離隔がないことから、交差構造をチェックするため地盤変位について 2 次元弾性 FEM 解析を実施してもらった結果、下水道施設に影響がないことを確認したので協議内容に同意する旨回答するというものです。

市長として貴職のこの回答は以下に理由を示すように横浜市民として決して納得できないものであり、再考を強く求めます。

1. 協議内容に同意する旨の回答は市長の決裁を経ていない

平成 23 年 3 月 25 日付の小谷工事事務所長宛協議の内容に同意する旨の林市長名の回答は住民が開示請求して得た起案文書によると、市長の決済はなく、従って市長の判断によるものではないことがわかります。当該回答の起案は環境創造局施設管理部管路保全課の課員によって作られ、同課の係長ら 3 名の承認を得たのち、回答責任者として管路保全課長が承認して回答が作られたものであることがわかります。

これは驚くべきことと言わなければなりません。一旦事故が起きれば市民生活に甚大な影響を及ぼす汚水幹線のわずか 30 cm 下に 6 車線の大型高速道路のトンネルを掘削する大工事に当たっての安全性の協議について市長ではなく一課長の判断で同意する回答をするなど市民としては到底信ずることのできないことであり、空恐ろしさすら覚えます。というのは、市行政における最重要な任務は市民の命と生活に甚大な影響を及ぼしかねない本件に関して責任を有する市長でなく、市民の生活と命を守る責任のない一課長が判断し、同意する旨の回答をしているからです。

2. 地盤変位についての 2 次元弾性 FEM 解析だけで安全性の確認はできない

シールド工法でトンネル掘削を行うに際して、周囲の地盤の変異について 2

次元弾性 FEM によってその影響を図るのが通例であり、本件でもそれを実施した結果、下水道施設に影響がないことを確認したとしています。しかし FEM の結果は地盤の強弱に大きく影響されるものであり、それを考慮しない限り結果をそのまま信用できないのは当然です。

その点、金井汚水幹線等の存在する笠間地区は地質学的に地盤の弱い南線沿線の中でも特に地盤の脆弱な地域であり、以前は沼地帯で船が浮かび白鳥が泳いでいたと言われ、現在でも大雨の時再々洪水になる危険なところですが。このような地域で直径 15m のシールドトンネルを掘削すれば、僅か 2% の誤差、つまりマシンのずれで 30 cm の地盤は崩れ落ちて汚水幹線に突き当たるのであり、このようなことが起きる確率は決して低いとは思われません。また、もし掘削時に崩壊しなかったとしても、6 車線のトンネル内を一日当たり大型車中心に 5 万 9 千台の車が走行することによる絶え間ない振動で僅か厚さ 30 cm の地盤が崩れ去る危険は大きいと思われ、地盤落下による人身事故と汚水幹線破損による市民生活への影響は免れることができません。

以上に述べたように、横浜市が平成 23 年 3 月に南線の事業者である東日本高速道路(株)横浜工事事務所と協議の上、金井汚水幹線のわずか 30 cm 下に高速 6 車線のトンネルを掘削する件に関する協議内容に合意したことは、市長決裁を経ない 1 課長の越権行為として違法であり、直ちに合意を取り消して再協議すべきものと考えます。

本年 3 月 10 日付の貴職等宛私達の要請書で指摘したように、南線は横浜市民に飲料水を供給するため設置された日野隧道とその直上 6m で交差する危険な計画ですが、今回これに加えて新たな危険として金井汚水幹線とわずか 30 cm の離隔で交差する計画であることがわかりました。これらは平常時でも市民生活を脅かすものですが、一旦大地震発生の場合どのように大変な惨事になるか想像だにできません。横浜市民の命と安全な生活を守る責任者として前回私達が要請したように貴職が主導してこれらの危険性を深刻かつ積極的に取り上げて審議するための協議会を設置するために行動されることを強く求めます。

連絡先： 連協会長 比留間哲生

TEL 045-894-0052

Email アドレス thiruma@concerto.plala.or.jp